

○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値

(平成16年3月31日)
告示第252号)

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3(に)欄5の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を次のとおり定め、平成16年5月17日から施行する。

区 分	建 築 物 に 係 る 数 値				指定図の 縦覧場所
	法第52条第 1項第6号 の規定によ る数値	法第53条第 1項第6号 の規定によ る数値	法第56条第 1項第2号 ニの規定に よる数値	法別表第3 (に)欄5の項 の規定によ る数値	
1 次の項 に掲げる 区域及び 盛岡市の 区域を除 く区域	10分の20	10分の7	2.5	1.5	
2 花巻市 湯本の一 部、台の 一部及び 台山国有 林の一部 の区域 (指定図 (16.5. 17)の区 域に限 る。)	10分の40	10分の7	2.5	1.5	花巻地方振 興局及び花 巻市役所